

令和6年5月神戸町教育委員会定例会会議録（要旨）

- 1 日 時 令和6年5月27日（月）午後1時30分から午後2時20分
- 2 場 所 神戸町役場南庁舎 2階第3会議室
- 3 出席委員 宇野秀宣教育長、竹中照真委員（教育長職務代理者）、北村守委員
今津昭雄委員、河合奈緒子委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のために出席した事務局の職員
小野健教育部調整監兼生涯学習課長、大坪由美教育課長
- 6 傍聴者 なし
- 7 議事日程
 - 日程第1 開会
 - 日程第2 前回会議録の承認について
 - 日程第3 会議録署名者の指名について
 - 日程第4 報第8号 社会教育委員、公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について
 - 日程第5 報第9号 地区公民館運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について
 - 日程第6 報第10号 地区公民館長、副館長の任命に係る専決処分の承認について
 - 日程第7 報第11号 神戸町立下宮小学校における学校運営協議会委員の任命について
 - 日程第8 議第35号 令和6年度 一般会計教育費補正予算に関する意見の提出について
 - 日程第9 議第36号 神戸町立学校における学校運営協議会設置等に関する規則の一部を改正する規則について
 - 日程第10 議第37号 令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の承認（新規）について協議、報告事項
 - 1) 教育委員会行事予定（5月～6月）について【資料No. 1】
 - 2) その他
 - ・ 育英資金助成の認定（継続）書類の修正について
 - 3) 次回定例会開催日

6月25日（火）午後1時30分から 南庁舎2階第3会議室
7月24日（水）午後1時30分から 南庁舎2階第3会議室

午後1時30分 開会

開会

○宇野教育長 それでは、みなさんお揃いですので、本日の定例会始めてまいりたいと思います。

これで新年度始まって2カ月たちますけれど、おかげさまで小学校も中学校も落ち着いたスタートを切っています。

[内容省略]

委員さん方にも今月末くらいから、学校の方、ご覧をいただきますけども、そんな状況について、ご自分の目で、お確かめいただきたいというふうに思っています。

本日全員ご出席いただいておりますので、会議が成立することを認めます。なお傍聴の申し出はございません。

それでは、まず日程の第1、開会ということで、ただいまから令和6年5月神戸町教育委員会定例会を始めて参ります。

前回会議録の承認について

○宇野教育長 続きます、日程第2、前回会議録の承認について、でございます。

それでは前回会議録承認ということで、お手元に、先月、4月の定例会の会議録を用意しておりますので、ご確認をお願いいたします。

ご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ありがとうございます。それでは異議なしと認め、令和6年4月神戸町教育委員会定例会の会議録は承認をされました。

なお、この会議録を神戸町のホームページで公表をしておりますので、ご了解をお願いいたします。

会議録署名者の指名について

○宇野教育長 続きます、日程第3、会議録署名者の指名について、でございますけれども、今回は今津委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

報第8号について

○宇野教育長 それでは、日程第4、報第8号 社会教育委員、公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について、を議題といたします。

提案説明として、社会教育委員公民館運営審議会委員の委嘱について教育長に対する権限の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求めますのでございます。

それでは、事務局説明をお願いいたします。

○小野教育部調整監兼生涯学習課長 説明します。

それでは資料1枚おめくりいただきますと、令和6年度の社会教育委員公民館運営審議会委員の委員名簿となっております。ご覧ください。

[説明内容省略]

○宇野教育長 今の報第8号について、質疑討論ございませんでしょうか。

○竹中委員 この委員会は定例で開催されているのですか。

○小野教育部調整監兼生涯学習課長 年数回ということで必要に応じて開催しております。定例というわけではございませんので、ご了承ください。

○宇野教育長 その他よろしかったでしょうか。

それでは質疑討論を終わり、採決をいたします。お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ありがとうございます。異議なしと認めます。よって報第8号 社会教育委員、公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処分の承認については、原案のとおり承認をされました。

報第9号について

○宇野教育長 続きまして、日程第5、報第9号 地区公民館運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について、を議題といたします。

提案説明として地区公民館運営委員会委員の委嘱について教育長に対する権限の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告しその承認を求めるものでございます。それでは事務局説明をお願いします。

○小野教育部調整監兼生涯学習課長 それでは、お手元資料1枚おめくりをいただきますと、神戸地区公民館の運営委員名簿他4枚にわたりまして、神戸町内の、4つの地区公民館の運営委員の名簿のほうをお付けしております。

こちらは、神戸町公民館設置条例施行規則の規定に基づき、教育委員会が委嘱を行う委員ということで専決処分にて委嘱をさせていただきましたので、ご承認をお願いするものです。

[説明内容省略]

今年度、4地区公民館につきましては、このような皆様方のお力をいただいて、運営の方を進めて参りたいと考えております。以上で簡単でございますが、ご説明を終わらせていただきます。

○宇野教育長 はい。ありがとうございます。ただいまの説明について、質疑等はございませんでしょうか。

○今津委員 この名簿というのはいろんな形式があるんですが、担当者がそれぞれ作るため、様式が異なるのですか。

○小野教育部調整監兼生涯学習課長 仰るとおり、4地区公民館それぞれ4人の担当がおりまして、以前から使用しております名簿を更新するような形で、使用しております。

○宇野教育長 来年度以降様式の統一を、ぜひ、

○小野教育部調整監兼生涯学習課長 検討して参ります。

○宇野教育長 その他よろしかったでしょうか。

それでは質疑討論を終わり、採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。異議なしと認めます。よって報第9号、地区公民館運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認については、原案のとおり承認をされました。

報第10号について

○宇野教育長 続きまして、日程第6、報第10号 地区公民館長、副館長の任命に係る専決処分の承認について、を議題といたします。

提案説明として地区公民館長、副館長の任命について、教育長に対する権限の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により、報告しその承認を求めるものでございます。

事務局の説明をお願いいたします。

○小野教育部調整監兼生涯学習課長 それでは、1枚おめくりをいただきますと、令和6年度の地区公民館館長副館長名簿、こちらをご説明いたします。

〔説明内容省略〕

なお、館長副館長については、こちら2年の任期ということで、今年度から2年間の任期でお願いをさせていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○宇野教育長 ただいまの説明について、質疑討論ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○宇野教育長 よろしかったでしょうかね。

それでは、質疑討論を終わり採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。異議なしと認めます。よって報第10号 地区公民館長、副館長の任命に係る専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

報第11号について

○宇野教育長 続きまして、日程第7、報第11号 神戸町立下宮小学校における学校運営協議会委員の任命について、を議題といたします。

提案説明として神戸町立下宮小学校における学校運営協議会委員の委嘱について、教育長に対する権限の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

事務局の説明をお願いします。

○大坪教育課長 では、1枚おめくりいただきまして下宮小学校の学校運営協議会運営委員推薦名簿をご覧ください。

各学校の運営協議会運営委員につきましては、すでに前回の定例会で承認いただいておりますが、下宮小学校について、その後、委員を追加したいとの申し出がございました。

[説明内容省略]

ご承認いただけますよう、よろしくお願いたします。

○宇野教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、質疑・討論はございませんでしょうか。

○今津委員 運営協議会運営委員という人数枠については、どのように規定されていますか。

○大坪教育課長 規定で15名以内となっております。

○今津委員 必要に応じて、学校の方で、人数については自由にできると、

○大坪教育課長 そうです。

○今津委員 そういうふうになってるわけですね。

ちなみに一番多い学校はどこですか。神戸中学校以外で。

○大坪教育課長 下宮小学校と南平野小学校と北小学校が11名が多いです。

○今津委員 神戸のほうが少ないですか。

○大坪教育課長 神戸小学校が8名、神戸中学校が9名。

○宇野教育長 よろしかったでしょうか。

それでは、質疑討論終わり採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ありがとうございます。異議なしと認めます。よって報第11号 神戸町立下宮学校における学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

議第35号について

○宇野教育長 続きまして、議第35号 令和6年度 一般会計教育費補正予算に関する意見の提出について、を議題といたします。

提案説明として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和6年度一般会計、補正予算、教育費、補正予算に関し、別紙のとおり、町長に意見を提出するものでございます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○小野教育部調整監兼生涯学習課長 それでは資料1枚おめくりいただきますと、横版の資料を2枚用意いたしました。そちらに基づいてご説明を申し上げます。

まず1つ目、歳出、補正予算の歳出からご説明を申し上げます。

歳出、款の10の教育費、項の2、小学校費、目の3、教育振興費、18万円の増額でございます。

内訳としましては、節の13使用料及び賃借料、自動車借上料等で、こちらは後程、歳入にてご説明を申し上げます岐阜県の委託事業、清流の国ふるさと魅力体験事業を活用して実施するため、下宮小学校、南平野小学校の校外学習で使用する、移動用のバスを借り上げるものでございます。

〔説明内容省略〕

次に下の項目に参ります。項5の保健体育費、目2の保健体育事業費、62万円の増額でございます。

内訳としましては節の12委託料、地域スポーツクラブ活動体制整備事業、委託料で、こちらも後程歳入にてご説明を申し上げます。岐阜県の委託事業として実施をします地域スポーツクラブ活動体制整備事業を、ごうどスポーツクラブに再委託を行うための委託費となります。

〔説明内容省略〕

それでは1枚、資料をお送りいただきまして次に歳入の方を説明申し上げます。

款の15県支出金、項の3、委託金、目の4、教育費委託金、80万円の増額でございます。

内訳としまして先ほどご説明の通り、節1小学校費委託金18万円は、先ほどのとおり下宮小学校と南平野の小学校で実施する清流の国ふるさと魅力体験事業に係る委託費ということで事業費の10分の10を予定しております。

次に、節の2、社会教育費委託金62万円。こちらも歳出でご説明をさせていただきましたとおり、地域スポーツクラブの活動体制整備事業の委託金で事業費の10分の10を予定しております。

簡単ではありますが、以上でご説明を終わります。

○宇野教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、質疑・討論ございませんでしょうか。

〔質疑・説明内容省略：清流の国ふるさと魅力体験事業の事業概要、本事業の他の行事との位置づけの確認、予算額の割り振りについて、地域スポーツクラブの活動体制整備事

業費の使途についての質疑及び質疑に対する説明あり。]

○宇野教育長 その他よろしかったでしょうか。

それでは質疑討論終わり採決をします。お諮りします。本案を原案のとおり、町長に提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。異議なしと認めます。よって議第35号、令和6年度一般会計教育費、補正予算に関する意見の提出については、原案のとおり、町長に提出することに決定をいたしました。

議第36号について

○宇野教育長 それでは、続きまして、日程第9、議第36号 神戸町立学校における学校運営協議会設置等に関する規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

提案説明として、神戸町立学校における学校運営協議会設置等に関する規則の一部を改正する規則を、次のとおり定めようとするものでございます。

事務局の説明をお願いします。

[質疑・説明内容省略：規定中の項の繰り上げについての質疑及び質疑に対する説明あり。]

○宇野教育長 項ずれについては、また、改めて、内容について後日報告させていただきます。

その他いかがでしょうか。

よろしかったでしょうか。

それでは質疑討論を終わり、採決をいたします。本案は原案のとおり、改正することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、議第36号神戸町立学校における学校運営協議会設置等に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり改正をすることに決定をいたしました。

議第37号について

○宇野教育長 続きまして、日程第10、要保護及び準要保護児童生徒の認定、新規分に関するものでございますが、について、を議題といたします。

提案説明として、児童または生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるものとして、別紙の児童生徒を、準要保護児童生徒と認定する、認定したいというものでございます。

それではご説明をお願いします。大坪課長お願いします。

○大坪教育課長 お願いいたします。資料1枚おめくりいただきまして、準要保護児童生徒に係る認定調書をご覧ください。

[資料により説明]

[説明内容非公開]

○宇野教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、質疑討論ございませんでしょうか。

[質疑内容非公開]

○宇野教育長 その他よろしかったでしょうか。

それでは質疑討論を終わりにして、採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、議第37号、要保護及び準要保護児童生徒の認定については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

なお、添付書類等については、机の上に残しておいていただければ、後ほど回収いたします。

○宇野教育長 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

続きまして協議、報告事項に移って参ります。

協議、報告事項

1) 教育委員会行事予定（5月～6月）について【資料No. 1】

○宇野教育長 まず、1番目、教育委員会の行事予定5、6月分について、でございます。事務局の説明をお願いします。

[説明内容省略]

2) その他

○宇野教育長 それでは、その次のその他について、育英資金の認定書の修正について、大坪課長お願いします。

○大坪教育課長 前回の定例会で、育英資金助成の認定について、お認めいただきましたが、書類に不備がございました。

未収成績状況表を提出しておられましたので、正式にはこちらの成績証明書が必要ということで、再度提出を求めましたところ、すぐに提出されましたので、本日、皆様に

もご提出させていただきました。よろしくお願いいたします。

○宇野教育長 ありがとうございます。よろしかったでしょうか。

3) 次回定例会開催日

○宇野教育長 それでは、続きまして、次回以降の定例会の日程についてです。

次回以降の定例会の開催ということをお願いします。

[説明内容省略]

○小野教育部調整監兼生涯学習課長 それでは、7月の定例会は、7月24日の水曜日、午後1時半から、こちら2階の第3会議室でご予定のほどよろしくお願いいたします。

○宇野教育長 全体通じて何かございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして令和6年5月神戸町教育委員会定例会を閉会します。慎重審議、誠にありがとうございました。

午後2時20分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和6年5月27日

署名委員 今津 昭雄